

第51回
東京地方裁判所委員会
(令和2年10月14日開催)

議事録

東京地方裁判所委員会（第51回）議事概要メモ

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

令和2年10月14日（水）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

大会議室（東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎）

第3 出席者

（委員） 垣内正（委員長）、池田義典、市川充、門柳明子、桐山桂一、後藤健、坂本かよみ、佐久間佳枝、澤田千津子、島田一、陣内紀恵、高瀬浩造、田中伸一、早瀬保行、福嶋永子、増田悦子、増田径子

（事務局）東京地裁民事首席書記官、同事務局長、東京簡裁事務部長、東京地裁総務課長、同総務課課長補佐、同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

- 1 後藤 健 委員（東京地裁民事部所長代行者）
- 2 島田 一 委員（東京地裁刑事部所長代行者）
- 3 加藤 和広 東京地裁事務局長

第4 議題

「裁判所における新型コロナウイルス感染症対応等について」

第5 配布資料

- ・ 後藤委員作成の「東京地裁民事部の新型コロナウイルス感染症対応について」と題するパワーポイントのプリント
- ・ 島田委員作成の「新型コロナウイルス感染防止と刑事裁判」と題するパワーポイントのプリント

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（池田委員、佐久間委員、澤田委員、島田委員、田中委員、桐山委員）

3 議題（発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。）

【発言者の表示＝◎：垣内委員長，○：委員】

「東京地裁民事部の新型コロナウイルス感染症対応について」と題するパワーポイントを利用して、後藤委員から説明を行い、続いて、「新型コロナウイルス感染防止と刑事裁判」と題するパワーポイントを利用して、島田委員から説明を行った後、以下のとおり質疑応答があった。

- 今年7月に、東京の三弁護士会から東京地裁及び東京家裁に対し、審理の再開と今後の事業継続計画に関する要望書を提出させていただきました。それに先立って、特に緊急事態宣言中にとられた対応について、弁護士にアンケートを取りましたので、本日の

議論の前提として、現場の弁護士がどういうことを感じていたのかを御紹介したいと思います。まず、業務の縮小が過剰であったのではないか、例えば、判決言渡しや電話会議の期日まで取り消されるなど対応が一律過ぎる、国の三権のうち司法権のみが停止する合理的な理由がなかったのではないか、収入がない者による婚姻費用請求など当事者にとって緊急性の高い事案であっても一律に期日が取り消されて当事者が困っている、市役所などは規模を縮小しつつ以前と変わらない業務を行っていた、という意見です。また、裁判所とはメールのやり取りができず電話やFAXに限られ、裁判官や書記官との連絡を取るのに時間がかかったという意見や、破産事件で破産手続開始決定が遅れ、財団債権が増えてしまったという意見もありました。

- 私は、個人的には、裁判所のように不特定の人が出入りする場所では、こういったことは最初の段階ではやらざるを得なかったと思います。

ところで、この建物の構造上、換気は感染対策として十分なものなのでしょうか。あるいは何らかの方策を採られたのでしょうか。

- ◎ ビル管理上の規定に対応する換気はできていますが、それ以上のものではありません。そのため、緊急事態宣言中も動いていた令状事件や保全事件などを扱う部署では、定期的に部屋のドアや窓を開けるなどしておりました。再開後は、できるだけ広い部屋を使用するようにし、狭い部屋については定期的に換気をしてやっておりました。

- 建物に要求される換気は、有害物質発生が念頭に置かれていて、感染対策の点では満足できるものではないので、コロナが落ち着いたとしても感染対策はやめられず、日常的な感染対策は今後も取らざるを得ないのだと思います。

結局、弁護士も社会も、裁判所には普通どおりの業務をやって欲しかったわけですが、そのためにどうしておけばよかったのかということです。例えば、医療機関はそもそも業務を停止できませんから、そのために自分たちにPCR検査をやっていたわけです。そこで、現実にはやれるのかはともかくとして、裁判所の職員や弁護士の皆さんにPCR検査をやってもらうことを検討したのでしょうか。

- ◎ 緊急事態宣言当時はかなり切迫した状況と認識しておりました。あの頃は裁判所に行きたくないという弁護士もいらっしゃいました。社会全体が危険性を高く感じている状態でした。とはいえ、全員にPCR検査を受けてもらうわけにもいかないので、緊急なものとはそうでないものを切り分けて、緊急のものだけを動かすこととしました。また弁護士もリモートやウェブでのやり取りをあまりしていなかったと思いますので、事件が進行して弁護士が動くとなると、人の接触や移動が増えてしまうので、それでいいのかという判断から、すべて取り消すと考えたわけです。

ただ、後藤委員の説明にもありましたとおり、ウェブで相談や打合せができるようになったとお聴きしていますので、次にこのような事態となった場合は何とかやれると考えています。

- 今後のことを伺いたいのですが、まず、コロナに関しては発熱が一つの指標とされて

いますが、これだけ不特定多数の人が出入りするのであれば、入口で体温を測らないのはどうかと思います、今後どうされるのでしょうか。

また、裁判を利用する人の立場からすると、裁判が再開されても、傍聴席がだいぶ制限されていて入れないというのも散見されると思います。この点どのように考えているのでしょうか。

加えて、適切な期日指定が今後の課題とのことですが、それに当たって現場の裁判官の指標のようなものはあるのでしょうか。

- ◎ 発熱の点ですが、発熱する前の段階でもうつることがわかってきて、発熱だけとらえても果たして効果的なのかと考えていますが、まずは、発熱している人は来庁しないようアナウンスしていますので、それで対応しようと考えています。なお、最高裁が専門家に相談しておりますので、その結果に基づいて検討したいと考えています。

次に、傍聴席は、およそ3分の1の席数になっており、御不便をおかけしていますが、傍聴は自由にできるため、お名前や連絡先をお尋ねすることができず、もしクラスターが発生したら追跡できないということを考慮しています。ただ、専門家からの意見が出れば、再検討します。

- 期日指定の御質問については、これまでは、民事訴訟では、期日を1月に1回程度行うというのがスタンダードでしたが、これからどうするのか我々も悩んでおります。例えば、書面の提出及び反論をまとめて1回で行うことができる事件では、これまで1月おきに行っていた事件を2か月おきに行うことで期日の間隔を空けることができますが、そうではなく、頻繁に期日を開く方がよい事件もあるので、1件1件工夫してやっております。したがって、一律の基準はありませんが、だんだん要領がわかってきて、弁護士との呼吸も合ってきた感じがしております。ただ、全体として事件の進行が遅れ気味なところがあり、その解決が今後の課題です。
- 刑事事件の関係では、期日を減らすことを考えています。即日判決を言い渡す、追起訴事件が続く場合はまとめて審理をするなどです。また、公判前整理手続の打合せ期日については電話会議を利用することで、来庁する機会を減らすことを実践しています。
- 私が電話会議を利用したのは30年くらい前で、20年くらい前にはFAXやはんこが禁止となり、全部メールでやり取りをし、取締役会も総会も全部ウェブで行うようになりましたので、これをいい機会ととらえて、発展させて欲しいと思います。

もう一つは、傍聴は抽選になることもあると思いますが、ウェブや録画再生という方法もあると思います。もっと傍聴していただきたいということであれば、そのような方法も検討できればと思います。

- 日本の裁判はIT化が遅れていると指摘を受けておりますが、遅ればせながら、現在、現行法制下で争点整理をウェブ会議を使って実施するようにしております。現在、法制審議会が民事訴訟法の改正作業が行われており、令和4年ころには新しい法律になると思われませんが、書面の電子提出を可能にすること、訴えの提起をオンラインで可能にす

ること、証人尋問を含めた口頭弁論をウェブ会議で実施できるようにすることなどを検討している最中です。

- コロナは行動様式や文化を変えるものだという認識が広まっているかと思いますが、いろいろな対策を緊急措置的にやってきたけれども、一時的時限的にもう少し継続していくものなのか、根本的に変えていくものなのか、あるいは時期が来たら戻すものなのかを整理し始めてきたころかと思います。その中で、根拠なしに仕方なく対応してきたこともあるかと思いますが、そういったものの整理についてのお考えや進捗状況はいかがでしょうか。

さらに進んで、パンデミックもあり得るという認識をしたわけですが、この対応についてはいかがでしょうか。

- ◎ 問題意識としては仰るとおりですが、なかなか答えを持っておりません。法律違反になることはしていないと考えますが、「どちらでもいい」ことは見直してきたつもりです。続けるかについて議論をしています。

B C P 計画については、新型インフルエンザ用のものしかありませんでしたので、落ち着いたところで見直す必要があると考えます。

- 民事調停委員として一言現場の意見を申し上げたいと思います。IT化という点では、まだ進んでおりません。コロナ対策で調停室を広くして使うなどの対策がとられ、利用者が安心して調停を利用できていますが、部屋数が少なくなり、期日が遅れてしまうという弊害もあります。

双方が弁護士の案件で、争点整理は対面で行い、そのあとは電話会議に切り替え、最終的に和解が成立したものもあります。この機会に一步前進して、IT化を取り入れ、それに馴染んで、司法制度をより身近に感じることに繋がって欲しいと思います。

4 報告

第40回から第44回までの委員会の場で各委員から受けた提案や意見に対する裁判所側の対応状況について、加藤東京地裁事務局長から報告がなされた。

第7 次回のテーマ等について

次回のテーマは「犯罪被害者の保護について」

併せて、引き続き、これまでに当委員会の場で各委員から受けた提案や意見に対する対応状況について報告を行うことを予定。

第8 次回の開催期日について

令和3年2月26日（金）午後3時30分